

近世における天橋立周辺の景観と開発

資料課 稲穂将士

はじめに

天橋立は明治時代に政府が社寺の領地を召し上げる以前、天橋山智恩寺の境内地であった。智恩寺が境内地であった天橋立の維持に尽力し、現在まで続く景観が維持されたとされている。とりわけ、天橋立の内海である阿蘇海で漁業を営む溝尻村から度々願出された「橋立裁断」等の改変行為について、景観維持の観点から智恩寺が反対したことは周知のことである⁽¹⁾。

また天橋立は、近世に砂州が発達し、伸長していったことが知られている。この理由について、小谷聖史や植村善博は土地開発による土砂供給量の増加に伴って南砂州が一気に南方に伸長したとしている⁽²⁾。

高原光は、天橋立砂州の南部で掘削された「天橋立2013年コア」と、天保15年(1845)頃に描かれた島田雅喬筆『天橋立真景図巻』(詳細は後述)を分析し、近世の丹後半島周辺は松が散在し草地が広がる貧弱な植生であり、その結果山地から土砂への流入が増え、砂州が伸長したとする⁽³⁾。上杉和央は、『天橋立真景図巻』の描写をより詳細に検討し、高原の研究を補強している⁽⁴⁾。

本稿ではこれらの研究をふまえ、天橋立とその周辺の景観の変遷について、古文書や絵画資料から分析をおこなう。また、植生の変化や砂州の伸長といった景観の変化が、周辺の人々にどのような影響を与えたのかを考えていく。

第1章 天橋立の伸長と沿岸への土砂の堆積

天正8年(1580)に細川藤孝・忠興父子が丹後に入ると、智恩寺が「無双霊境」であり、細川氏の「外祖三上」が帰依して由緒もあるので寺領をこれまで通りに安堵するという書状を出す⁽⁵⁾。続いて翌9年には九世戸門前並びに波路(現宮津市)の指出検地をおこなって37石余を宛行い、天正11年11月には3ヶ条からなる禁制を発給する⁽⁶⁾。

第1条は境内地の山林竹木を伐採する事を禁止

し、第2条は「橋立裏向」において鉄砲を放つことを禁止している。宝暦9年(1759)に本庄氏の入部に際し、藩に提出した「智恩寺寺格并山林境内寺領等書上帳」⁽⁷⁾には、智恩寺の寺域について「東西廿九町、南北四五町或ハ八九町、但シ鶏塚より輪の崎迄」と「鶏塚より江尻村迄三十六町、但し橋立裏向ニ也」としている。「橋立裏向」については、文殊堂前と夕日浦などがある「西海の入海」空間が本来の境内であり、それに加えて鶏塚から橋立を通過して江尻村までの空間を「裏向」ではあるが、准境内とみなして鉄砲(殺生)を禁止したのではないかと推測されている⁽⁸⁾。これをふまえ、近世の寺域の概要を示したのが(地図)である。概要としたのは、後述するように土砂の堆積や、大水などによって寺域が微妙に変化していったからである。

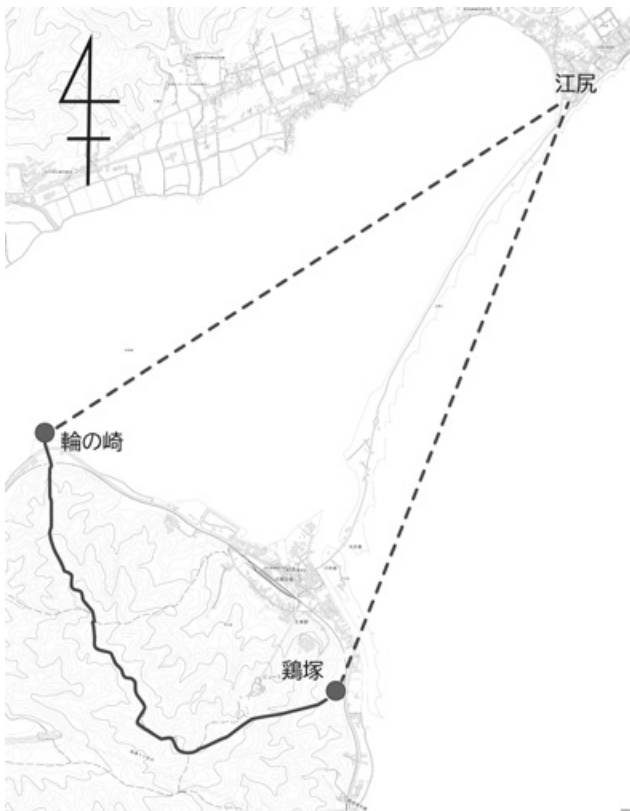
享保9年(1724)に制作され成相寺に寄進された「与謝之大絵図」は、天橋立と栗田半島を中心に丹後の海辺を描いている絵図であるが、この絵図の「切戸渡し」とある部分には、「永井氏、此ナリ出タル砂浜、縄曳せ見タマヘハ、百十六間出候よし、今ハ三百間出タラント云」という注がある(図1)。これによると、永井氏が宮津藩主であった時代(1669~80年)の間に橋立が116間(約211m)伸び、今はそれが300間(約546m)になっているということがわかる。「与謝之大絵図」の橋立の描かれ方に注目すると、現在の天橋立神社のあたりまでは松が繁茂しているように描かれ、その左手(南側)は灰色で伸びていく砂嘴を表現している(図1)。16世紀初頭に描かれた雪舟の「天橋立図」でも、橋立は天橋立神社のあたりまでしかないことから、17世紀後半から橋立の伸長が目立つようになったと思われる。

段々南東方向に伸びていった橋立であるが、明和6年(1769)の洪水により伸長した部分の一部で越水が発生し、橋立の一部分が切れてしまう。これを、これまでの切戸(水戸・古水戸)に対して新切(新水戸)と呼んだ。

【史料1】⁽⁹⁾

奉願口上

橋立新切之処、次第二切込、松木も余程倒れ申候、此以後漸々ニ切込候而ハ、当寺諸伽藍・



(地図) 明治時代以前智恩寺の寺域の概要
 国土地理院地図 (<https://maps.gsi.go.jp/>) に加筆



(図1) 「与謝之大絵図」(成相寺蔵) にみえる橋立の伸長

山門等江風雨之節当り強く、門前茶屋之者共一統ニ難義仕候様相成可申、此段歎ヶ敷奉存候、尤往古橋立新洲崎出申時節ニハ、茶屋之者共、平日唯今之所ニ住居も不仕、当寺山門も内ニ立居申候、依之風之難も■へハ構無之候、然所茶屋之者共、五六十年來ハ只今之処ニ住居仕、当寺山門も外江出シ申候へ共、橋立自然と風防キニ相成安堵仕候処、去々年洪水ニ新切出来仕候而、風雨之節寺当門前共

難渋仕事ニ御座候、依之後々左様ノ難義も無之、古水戸ノ水吐も能、通船も自由ニ相成候様之義、御許容被下候様ニ仕度奉願候、何卒以御威光当嶋安穩ニ住居仕候様、何分品宜敷被仰付被下候ハ、難有奉存候

卯十一月

明和8年(1771)に智恩寺から宮津藩に提出した文書の写しと思われる史料であるが、内容を要約すると次のようになる。「橋立新洲」がなかったときは山門⁽¹⁰⁾の中に茶屋があったが、5、60年前くらいから山門の外である「只今之処」に移った。当初は橋立が防風林の役割を果たしていたが、「去々年」すなわち明和6年に洪水で新切ができ、それが次第に広がって松木が倒れたことにより、伽藍や山門等へ風雨の当りがきつくなって門前の茶屋共が難儀している。古水戸は水はけもいいので、通船が自由な状態になるように願い出ている。

【史料1】は、次章で検討する溝尻村による橋立裁断の願いに対応するものか、古水戸の浚渫に対する藩の援助を求めるものかは、ここからは判然としない。ただし、少なくとも橋立の松が智恩寺や門前にとって、防風林の役割を果たしていたことが窺える。⁽¹¹⁾

橋立が南東方向に伸長していく一方で、橋立以外の智恩寺境内の浜にも土砂が堆積し、新洲と呼ばれる浜が出来ていく。とりわけ鶏塚近辺でその傾向が顕著だったようである。

【史料2】⁽¹²⁾ ※下線は筆者による(以下同じ)

① 鶏塚寄砂之所、近年文珠村ノ開き残地御支配之所、当春御上ノ砂糖地ニ御取上被成候節、山王社田付之畑御座候所、下作文珠村次郎八与申者、田地之分者返シ候得共、畑之分彼是申相戻不申候所、次郎八前立而砂糖御役人方へ残地之様ニ申込置候故、右御取上之節、文珠村組頭罷出申様ハ、此畑者山王社田之内ニ而御さ候与申候得共、右之分故御聞届不被成候、御取上被成候所、獵師町庄や治郎兵衛方へ鶏塚田苗谷山王社田内之畑吟味之上書上候

様ニ被仰付候所、右之段田苗谷畑山山王社田之内ニ相違無御座候与申、書付被差上候、其上下作治郎八方一札取候様ニ被仰付差上申候願書、左之通

乍恐奉願口上覚

此度鶏塚田苗谷山王社田御座候浜ニ、壹畝余之畑有之候所、寄砂新畑之趣相見へ候、如何共難相分段御尋被成候得者、右畑之義者、親共方申伝候者、^②四十五年以前寛延二巳年満水二而山崩御さ候、其節右社田崩落候二付、早速田地二仕候得共、一向水保不申、無扨畑二仕申候ニ相違無御座候、其節畑方へ御願不申段、只今ニ至而者不調法ニ御座候得共、少々義ニ御苦勞掛候も恐多奉存候故、御願不申上候、何卒是迄之通ニ而被差置被下候ハ、難有奉存候、以上

寛政五年丑五月 山王神主 牧対馬
地方御役所

右願之通相違無御座候、願之通被 仰付被下置候ハ、難有奉存候、以上

獵師町組頭 市右衛門
同 庄屋 治郎兵衛

これは鶏塚田苗谷にある山王宮日吉神社(山王社)の田地とそれに付随する畑地について、砂糖の生産場所にすべく藩から召し上げられる際に、山王社の宮司・牧対馬が記録したものである。これによると、当該土地は文珠の次郎八へ下作に出しており、土地の土地にあたって田地は返ってきたが、次郎八が藩の砂糖役人に対し、畑地について「残地」であるとしたため問題となったようである。

下線部②によると、寛延2年(1749)満水により山崩れが発生し、もともとこの地にあった山王社田地が崩落した。早速田地として復旧させたが、保水力がなく仕方なく畑にしたとのことである。さらに、下線部①に着目すると、「鶏塚寄砂(鶏塚周辺に新たに土砂が堆積してできた土地)」について文珠村が開発をし、「残地」は「御支配」とある。(地図)で示したように、鶏塚が智恩寺境内の南端になること、門前村については独立の動きが度々

おこるものの基本的には近世を通じて智恩寺に付属されるものであったことをふまえると、傍線部①にある文珠村が開発した部分は、智恩寺の支配が及ぶ範囲と考えられる。智恩寺門前の文珠村の石高は、宮津城東側に位置する惣村の村高のうちに含まれているものの、宮津藩からの「国役」などは免除される⁽¹³⁾いわゆる除地である。以上から、「残地御支配」の「御支配」する主体は宮津藩であると解したい。すなわち、傍線部①を解釈すると「鶏塚に新しくできた土地について、文珠村が開発したところ以外(=残地)は宮津藩の御支配するところである」となる。山王社宮司の主張は、田苗谷の土地は新しくできた土地の残地ではなく、土砂堆積前からの土地であるため、その権利の正当性を求めるものであった。

天橋立自体が近世から近代にかけて伸長していったことはこれまでも言われていることである。それだけでなく、周辺の景観も土砂の堆積や洪水などにより大きく変化し、さらにそれに伴って様々な問題が発生していたのであった。

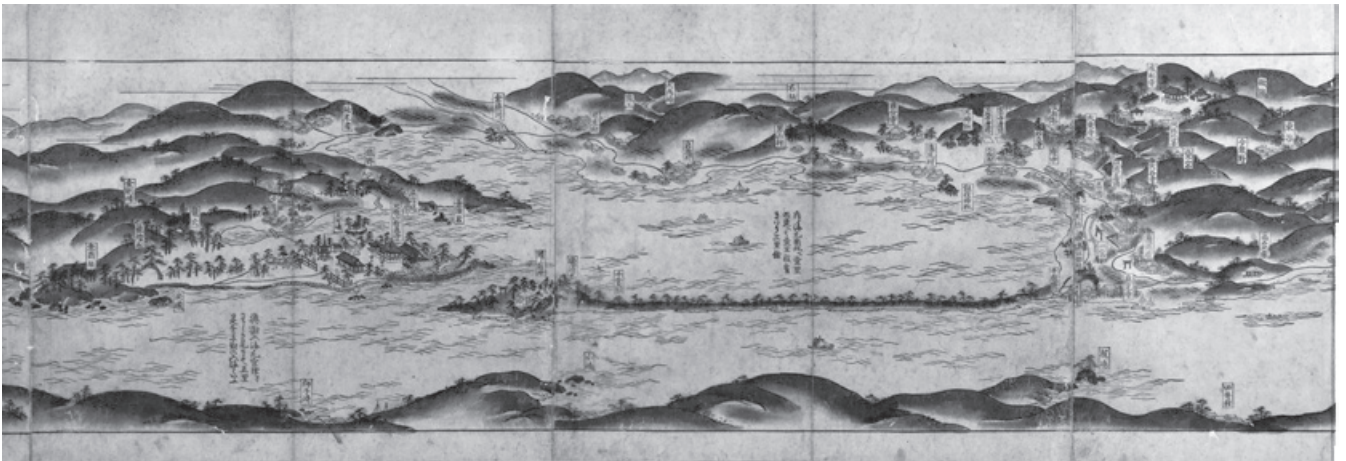
第2章 絵画に描かれた天橋立とその周辺の景観

天橋立とその周辺は、雪舟筆「天橋立図」(以下雪舟図)をはじめ多くの絵画作品のなかに主題として描かれる。ここでは、近世の天橋立とその周辺の景観をある程度忠実に表現していると思われる絵画を、制作された年代順に検討していく。

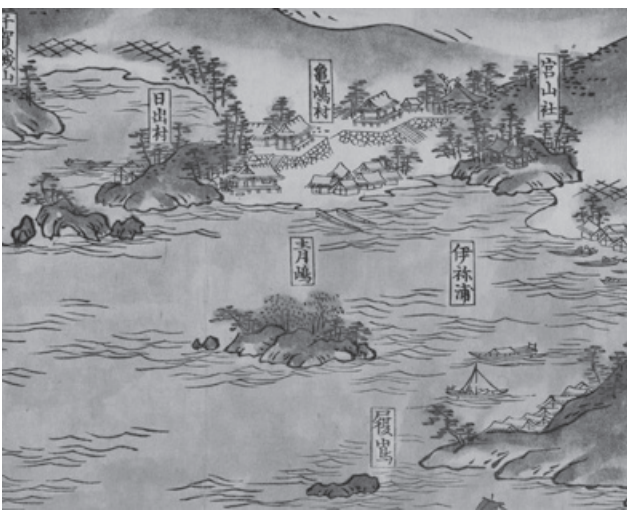
・「丹後国天橋立之図」、松翁齋筆「天橋立図」(智恩寺蔵)

「丹後国天橋立之図」(図2)は本草学者・儒学者の貝原益軒が企画し、京都の書肆・柳枝軒茨城多左衛門が益軒の死後、正徳3年(1713)から享保13年(1728)の間に刊行した『扶桑名勝図』全5帖(1帖は未刊)のうちの一つで、彩色図面(「丹後国与謝海天橋立之図」と解説(「丹後与佐海名勝略記」)が木版で刷られている⁽¹⁴⁾。解説は「丹丘の野盤僧亡名子」という人物によるもので、図面の作者は不明である。

序文に「雪舟の古図にもとづいて今新に図し、遊客の助となし侍るものなり」とあることから、



(図2)「丹後国天橋立之図(部分)」(智恩寺蔵)



(図3)「丹後国天橋立之図」における伊根浦の描写
この画像は国立国会図書館デジタルコレクション(<https://dl.ndl.go.jp/>)より転載。

雪舟図を参考にして描かれたことがわかる。ただし、描かれている範囲は雪舟のものより広範で、北は伊根浦から南は由良ヶ岳までを描く。「遊客の助」のために制作されたとあることから、観光案内図の性格が強いと考えられるが、景観や植生の描写については、当時の実情をある程度忠実に表現していると思われる。

本図の智恩寺周辺やその他山間部に描かれる木々のほとんどは松のような樹木で表現されている。一方、伊根浦の青島を見てみると、島の両端は松が描かれるが、中心部の木々は広葉樹のような描かれ方をしている(図3)。伊根浦の青島は解説に「常磐木生茂り」とあり、また他の地誌類にも「島山の上雑木ありと雖も多くは椎の木」(『丹哥府志』)、「イ子と云所ありて椎の木甚多く」(『日

本山海名産図会』)とあるように、青島が常緑広葉樹である椎に覆われていたことは有名であった。この他にも、「能野(筆者註・よしの)」(現在の桜山展望所、以下桜山)は細川幽齋が大和国吉野から桜を移植してきたと伝わるが、周辺には桜が数本表現されたり、智恩寺の堂舎東側には松ではない樹高の低い木々(もしくは竹)が表現されるなど、植生についてはある程度描き分けているようである。

また制作年代は不明であるが、松翁齋という款記のある「天橋立図」(以下松翁齋図)が智恩寺に所蔵されている(図4)。松翁齋がいかなる人物かは不明である。構図は雪舟図や「丹後国天橋立之図」と同様に栗田半島上空から天橋立周辺を描いたもので、長江村(現宮津市)から由良ヶ岳と思われる山までの範囲を描く。画面の大きさの都合上、描かれる範囲や栗田半島と天橋立の距離感は異なるものの、詳細な描写は「丹後国天橋立之図」に近い。例えば、両図ともに智恩寺の左方に描かれる竜穴の脇に大木の杉が描かれている。この他、天橋立の千貫松や、桜山の桜、上宮津の街道の松並木など、特徴的な樹木の表現が共通していることから、どちらか一方がもう一方を参考にしたか、同一の粉本をもとに制作されたと考えられる。

更に、本稿での関心に沿って山の植生について注目したい。いずれの図でもそうであり、とりわけ松翁齋図の方で顕著であるが、智恩寺南側(画面智恩寺より左方)の山間部と画面両端部の山間部(成相寺北東付近と宮津谷⁽¹⁵⁾)で山の樹木の密度



(図4) 松翁斎筆「天橋立図」(智恩寺蔵)

が異なる(図5)。

宝暦7年(1757)に幕府領の日置浜村から久美浜代官所に対し、「成相山・畑村山・上世屋村山・下世屋村山・府中村山・松尾村山・里波見村山・栗田之庄田井村山」が「山伐り荒シ、薪草少ク至極難儀」⁽¹⁶⁾していると報告しており、18世紀中頃には成相寺北東の山間部で山林資源が枯渇していた様子が史料上からも、絵の描写からも想起される。

宮津谷については同時代史料が現状確認できないが、松翁斎図から約130年後の安政4年(1857)の史料でその景観が窺える。この当時、宮津藩が惣村に預けている鷹場と思われる林が「松木追々御伐り取、当時纒之木数、松苗植村候而も生立兼候」⁽¹⁷⁾とあったり、宮津藩家中の御用薪の供出を担っていた上宮津3ヶ村(小田・喜多・今福村)が「近来追々軒別多相成持付高相増候二付、樵出場所以前与格外深入不致候」⁽¹⁸⁾という状態にあったようで、宮津谷の山間部も山深くまで樹木が伐採されている姿が想像される。

・淵上旭江筆「天橋立真景図」(大津市歴史博物館蔵)

淵上旭江(1753~1816)は備前国出身の文人画家で、長崎にて明清時代の絵画を学んだ後、諸国を遊歴して諸国の名勝を写生し、寛政11年(1799)に『日本勝地山水奇観』を刊行するなど、風景画を得意とした人物。旭江筆「天橋立真景図」(以下旭江図)は寛政12年に描かれたことがわかっており、『日本勝地山水奇観』を刊行後に大画面に

(図5) 松翁斎図の部分拡大
上：智恩寺南側山、中：成相寺北東付近、下：宮津谷周辺



(図6) 淵上旭江「天橋立真景図」

画像提供：大津市歴史博物館

描き直したものと考えられている⁽¹⁹⁾(図6)。

本図は、画面左下に成相寺、画面中央に天橋立、右方に智恩寺がそれぞれ描かれる構図となっている。山間部の植生に着目すると、画面左端(成相寺以北の山間部)は針葉樹が密に描かれるも、標高が下がると草地のように描かれ、成相寺周辺は松などの樹木が描かれる。天橋立や智恩寺の周辺は、遠景のためか樹種の区別ができる程詳細に描き込んではいないものの、樹木が密に描かれている。一方、画面右端の智恩寺の寺域である山(以下寺山)は草山のように描かれている。

本図は、この時にはすでに存在していた新切が描かれていないなど、地形の描写については写実性を欠く点が一部認められるものの、植生についてはある程度信用できると考えられ、寛政12年頃には、寺山の木は多くが伐採されていたと想定される。その徴証として、18世紀半ば以降から寺山の松木伐採に関する覚書が門前村との間で取り決められたり⁽²⁰⁾、安永4年(1775)には播州河辺脇浜浦(現神戸市中央区)伝次郎船の帆柱が破損した際に、「所々相尋候所、相応之木無御座候」であったので、境内の松木2本を売り払ったり⁽²¹⁾していることがあげられる。

・横山華山「天橋立・三保松原図」(千葉市美術館蔵)

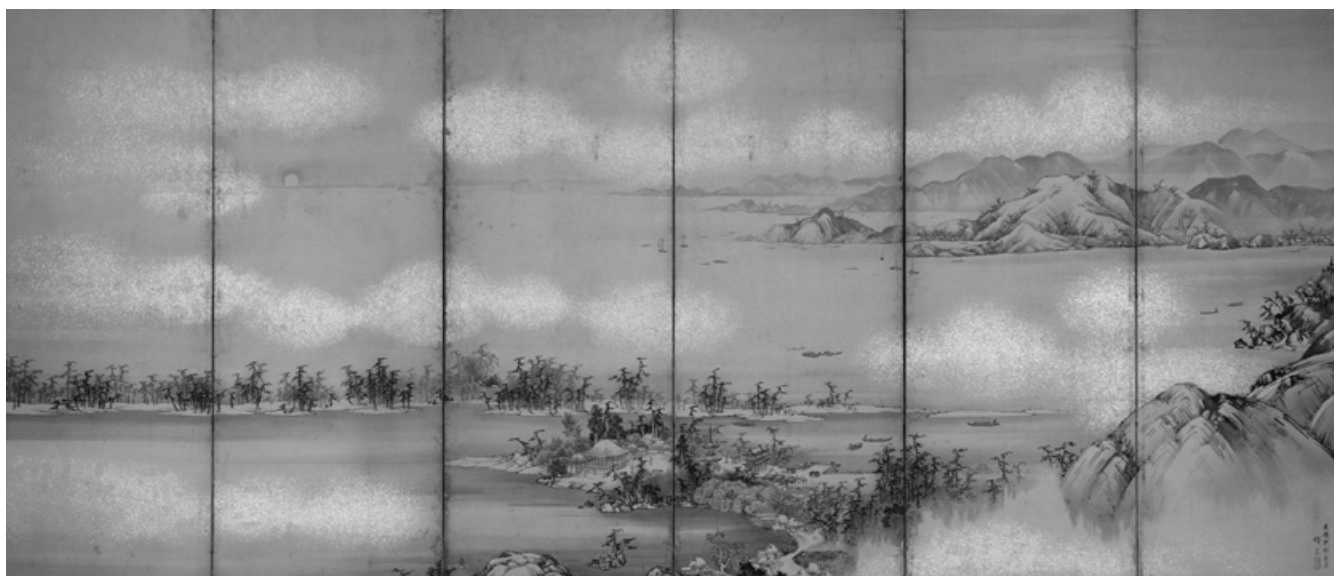
横山華山(1781~1837)は近世後期に京都で活

躍した絵師で、岸駒の門人と伝えられるが、曾我蕭白に傾倒し、蕭白風の山水画も多く制作している⁽²²⁾。華山は何度か宮津を訪れているようで、文化8年(1811)の作品が智恩寺に、文政3年(1820)の作品が和貴宮神社にそれぞれ残されている⁽²³⁾。

華山筆の「天橋立・三保松原図」(以降華山図)は右隻に天橋立を、左隻に富士山と三保松原をそれぞれ描いている(図7)。画風は蕭白風のもので、天橋立については、現在の桜山展望所の辺りから、智恩寺とその周辺の近景と、天橋立、栗田半島などの景観を描いている(写真)。制作年代は左隻に「壬午之写」とあることから文政5年(1822)である。

景観描写については、智恩寺の堂舎の位置関係や、この当時にはかなり伸長していた天橋立と新切が適確に描かれていることから、かなり実景に近いものと想定される。境内の植生については、天橋立を中心に松が多く描かれるほか、門前茶屋の左手には複数の広葉樹がみえるなど、精緻に描き分けられていると考えられる。

山間部の植生に着目すると、栗田半島は山の稜線などに一部松のような樹木が描かれるがほとんどがハゲ山ないしは草山のように描かれる。画面右側には寺山が描かれているが、画面右方中央の海岸部に一部松のような樹木が見られるものの、手前の山には樹木は描かれていない。山の頂上部に一部柴草のようなものが見えるのみで、こちら



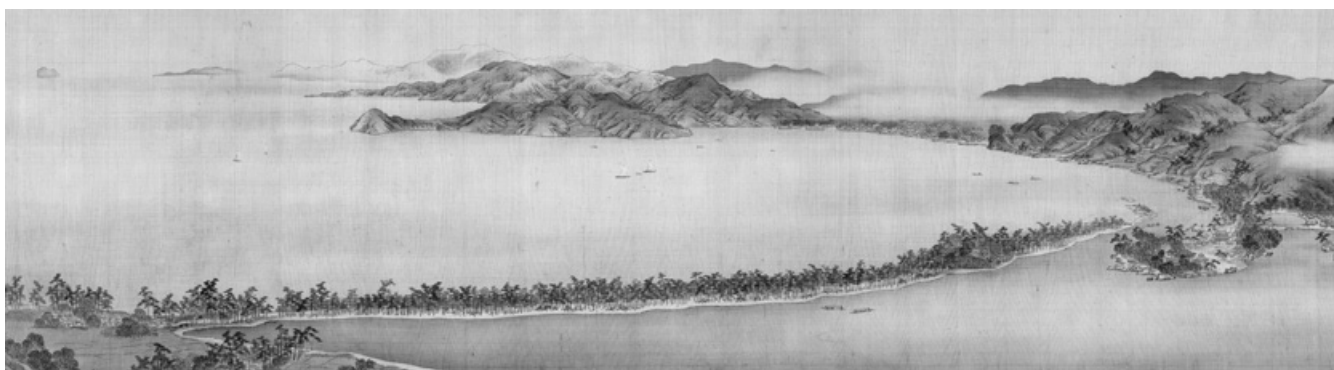
(図7) 横山華山「天橋立・三保松原図」(右隻)
画像提供：千葉市美術館



(図8) 華山図のうち智恩寺周辺部分拡大



(写真) 桜山展望所からの風景
2023年4月4日筆者撮影



(図9) 島田雅喬筆「天橋立真景図巻」(智恩寺蔵)



(図10) 雅喬図のうち智恩寺部分拡大
文字は筆者が加筆

についてもハゲ山もしくは草山のように描かれている(図8)。寺山の表現は、旭江図・華山図ともに共通して、智恩寺寺山に樹木の表現がみられないことから、少なくとも19世紀前半にはこの辺り一帯がハゲ山ないしは草山となっていたといえるだろう。

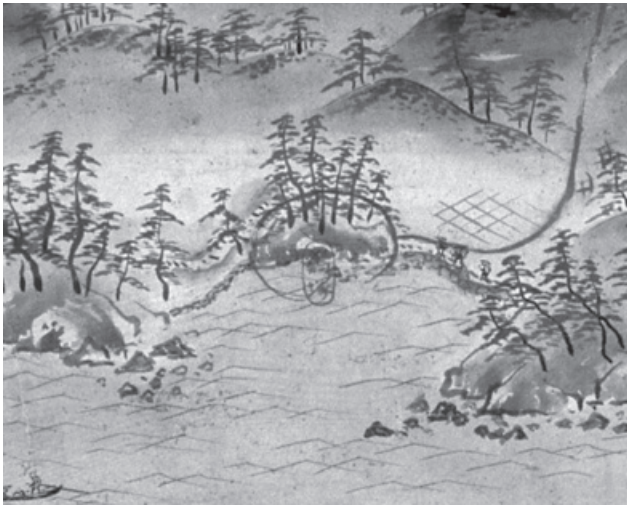
・島田雅喬筆「天橋立真景図巻」(智恩寺蔵)

天保14年(1844)に天橋立を遊覧した三井北家(本家)7代・三井高就は景色に感動し、円山応挙の高弟である島田元直の流れをくむ島田雅喬(1808~1881)⁽²⁴⁾にその景色を描かせた。「天橋立真景図巻」(以下雅喬図、(図9))はその時に描かれたもので、絵の前後には頼支峰による天保15

年の序文と、由良出身の医者・新宮涼庭による弘化2年(1845)の跋文がある。

雅喬図は、実際に現地を訪れて描かれたことが跋文から判明していることから、当時の天橋立周辺の景観をかなり正確に描写していると考えられている。とりわけ天橋立が伸長している様子を伝えるものとして注目されてきたが、本稿ではそれだけでなく、周辺の景観についても注目していきたい。

まず、これまでも指摘されてきていたとおり、天橋立の砂嘴が南側に伸びており、華山図同様新切も描かれている。智恩寺の堂舎の周囲には松および広葉樹などの樹木が見られることもこれまで検討した作品と共通するし、智恩寺の寺山は一部尾根線に松が散見されるも多くが草山のように描



(図11) 松翁齋図に描かれた鶏塚

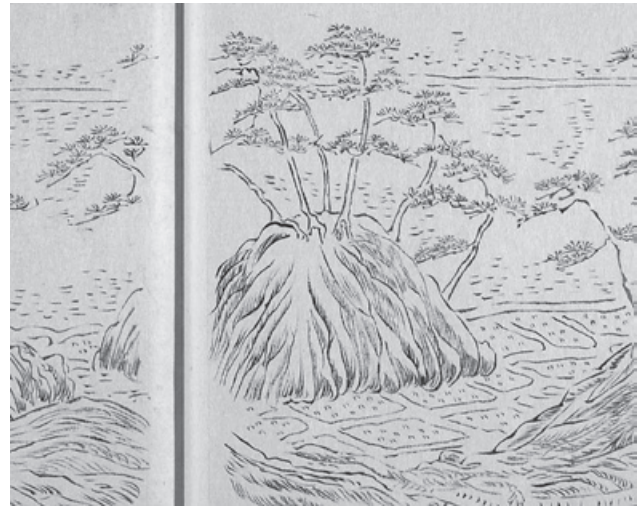
かれるのは華山図とも同じである。やはり、智恩寺の寺山の樹木はかなり伐採されていたことが窺える(図10)。

さらに、本稿では旭江図や華山図では描かれていない鶏塚の描写について注目したい。松翁齋図で鶏塚は海岸に岩肌が露出した形で描かれている(図11)。雅喬図と同時代の鶏塚を描いたものとして、丹後の地誌である『丹哥府志』の挿絵がある(図12)。これは、江戸出身の絵師・佐藤正持が天保12年(1841)頃に丹後の地を実際に巡って描いたものであると考えられている。雅喬図では、鶏塚の周囲が黄緑色に塗られ複数の線が描かれており、周囲が田畑であると窺える。『丹哥府志』では雅喬図とアングルは異なるものの、田が鶏塚より海側にもめぐるように描かれている。

松翁齋図では鶏塚が海に面しているが、雅喬図と『丹哥府志』では田畑の中にあるように描かれていることから、19世紀半ばには鶏塚周辺には多くの土砂が堆積していたといえる。これは周辺河川からの土砂流入の他、【史料2】下線部②のように山崩れなど山の樹木の伐採が遠因となると推定できる。

第3章 開発の諸相

ここまで見てきたように、天橋立周辺は18世紀初頭から土砂の堆積が顕著になり景観が変化していった。土砂が堆積した場所とその周辺は、近世後半に開発が進む。はじめに、開発に対する智



(図12) 『丹哥府志』のうち鶏塚部分拡大

画像は舞鶴市糸井文庫閲覧システム (<https://www.arc.ritsumei.ac.jp/archive01/theater/html/maiduru/index.htm>) より転載

恩寺の姿勢を確認する。

【史料3】⁽²⁵⁾

口上覚

此度鶏塚を橋立之間古水戸埋塞き開畑ニ致し度旨申出候者有之二付、於拙寺差障り之義無之哉之段蒙 御尋奉承知候、此義去ル戊年四月、溝尻村不狹困窮ニ付、古水戸を塞き新水戸一方ニ仕度旨御願申上候節茂 御尋御座候ニ付、委細申上候通り、^①橋立者ニ神降下之靈跡、天下無双之絶景、六里松之称古今不変之義者不及申上、其余鶏塚を渚葉・涙ヶ磯・身投石杯々之諸名所者諸国之人ニ迄聞伝見来、往来之船を乍居相詠通行仕候処ニ御座候、然ルニ古水戸一向ニ塞き新水戸一方ニ相成候得者、漸々磯辺江砂を打寄セ風景茂相違可仕、(中略)勿論^②橋立自然と長太ニ相成、追々並松茂りさ風景一人相増、天下之壯観御領地之外慶と奉存候、然ル処今更古水戸改り候得者、世人之嘲笑之程如何敷、如前許利少く害多キ道理ニ奉存候、乍然 御上様御為之筋ニ而被仰付候儀御違背可申上義者無御座候得共、外々之地所とは格別之訳合、乍恐 御賢察之上只今之俣ニ被為成置被下候得者、難有可奉存候、右之段末寺共江茂及相談候処、同様御願申上候、以上

文化十四丁丑年四月

九世渡智恩寺(印)

寺社御役所

これは古水戸を埋め立て、畑として開発したいという申し出に対して反対する智恩寺による願書である。埋め立てを願い出た主体は不明であるが、何者かから宮津藩に対して開発の申し出があり、それを受けて藩が智恩寺の意向を確認した際の応答であろう。

下線部①の内容は溝尻村が享保年間以降、不漁を理由に橋立裁断を願い出るが、その際一貫して智恩寺側が主張する論理である。これについてはこれまでも指摘されているが⁽²⁶⁾改めて確認しておく。下線部①を解釈すると以下の通りとなる。天橋立はさまざまな書物にも記される「二神」(伊弉諾尊・伊弉冉尊)降下の霊跡、天下無双の絶景で、「六里松」の名称は今も昔も変わらない。鶏塚から渚葉・涙ヶ磯・身投石などの諸国の人に知られている名所もあり、古水戸を往来する船から歌を詠みながら通る場所となっているが、古水戸を埋め立ててしまうと名所がある磯辺に砂が打ち寄せられてしまつて風景が一変するとのことである。

また、下線部②には、天橋立が自然と長大になって、伸長部分にも松が生い茂ることで景観もよりよくなるとある。すなわち、天橋立が土砂の堆積により伸長することはよくて(下線部②)、磯側に土砂が堆積することは景観を損ねる(下線部①)という論理である。同じ土砂の堆積という現象に対し、場所により事情が異なるのは興味深い。

引用で中略している部分では、古水戸埋め立てに関する、景観以外の弊害について述べている。要約すると、古水戸を埋め立ててしまうと、阿蘇海の水捌けが悪くなってしまう。しかも、「大荒満水」の時は、新水戸を開いて古溝を切り浚って水路をつけても、天橋立の中の2、3箇所は越水しそうで危険であった。そうなると、阿蘇海に面した田に海水が入ってしまい村方が難渋するという。また、新水戸から外海へ出ると風波が激しく危険であるとも述べている。

【史料4】⁽²⁷⁾

奉言上書付之覚

一^①鶏塚浜寄州之儀七八十年來次第二広く相成候ニ付、享保十四年酉年青山領知之節、奥州南部巡礼行倒レ有之候故、則御役所へ相達候処、其時之御郡代南波新兵衛殿被申渡候に者、其処ハ智恩寺堺鶏塚まで道筋等寺門前之支配処ニ候得ハ、何事も支配申様ニと被仰付、則倒レ者病中死後共寺門前之取置申遺候、^②其後段々寄洲年々ニ広く相成候故、境内地続之義ニ候得者、当寺構之場処ニ被仰付被下候様ニ願候処、青山家御役人中被仰候ハ、寄洲之事ニ候得者、何時違変之義も難斗候得ハ、先其俣形付なしに致置候様被仰付候、又当御代ニ至り宝曆十三末八月ニ右場所之義御願申上候処、其節も先其俣ニ被仰候義故、此方ニハ時節を見合居申儀ニ御座候、然シ往来場之儀何時倒れ等心遣ニ相成候義難斗場所、強而懇望仕候而御願申上ル所存ハ無御座候得共、当時境内地続入組候処之義故、毎度御願申上候義ニ御座候、然ル処沙糖柵作場ニ被仰付候ニ付、此間御検地之上御上り地ニ相成候由承り及候、如何様ニ被仰付候而も少も可申上儀ハ無御座候得共、先御代以來是迄形付なしに相心得候様ニと被仰付候処之儀ニ候得者、一通り寺へも御内通被下候上ニ而之儀ニ候得者、至極納得御尤至極ニ奉存候、左も無御座候而ハ少々不本意ニ御座候得共、其節之御役人中以上之御権威被仰付候義、恐入候儀ニ奉存候

一^③老翁坂浜辺寄洲之儀ハ、当寺境内地先之処ニ御座候而、鶏塚辺之寄洲之儀ハ年数も久敷相成、年来寺之構も覚悟仕、御先代ハ勿論当御代御役人衆中にも左様思召分ケ被下候処之儀ニ御座候、然ル処今度一所ニ御検地被仰付候由、纔之地所に御座候儀ニ而も、此処之義ハ別而寺江茂一通り御申付被下候上ニ而被仰付候義ニ候ハ、元より寄洲之義ニ御座候得ハ、此方ニも快く御請申上、少も違念無之儀ニ御座候、弥作場ニ被仰付候儀ニ候ハ、此処之儀ハ当寺へ被仰付被下候ハ、如何様ニも違背仕義無御座、何分被仰付次第之義ニ奉存候得共、一通り達シ御聞ニ置申度、乍憚如

斯二御座候、以上

丑八月日

九世渡智恩寺(印)

渡辺仙左衛門様

本史料は、宮津藩が鶏塚および老翁坂の寄洲を砂糖の生産場所(砂糖黍作場)として上地しようとした際に、智恩寺から藩に対して出された願書である。なお、『市史』では年不詳としているが、【史料2】下線部①に、寛政5年(1793)(丑年)の春に宮津藩がこの地を砂糖地とすべくお取り上げになる旨が記され、【史料4】の年紀も丑年であたることから、寛政5年の史料であると考えられる。

下線部①によると、鶏塚浜の寄洲は70、80年程前から次第に広がっていき、享保14年(1729)青山家が宮津藩主だった時に、この場所で行き倒れ人が発生した。当時の郡代に指示を仰いだところ、智恩寺境から鶏塚までの道筋は門前村の支配であるとの返答であったので、以後鶏塚寄洲における行き倒れ人の看病や死後の埋葬は門前村でおこなうこととした。智恩寺や天橋立周辺には全国各地から参詣者が訪れるが、それに伴って行き倒れ人が発生したり、また水死人が漂着したりしていた。智恩寺の寺域においてこれに対応するのは智恩寺と門前村であった。

下線部②には、その後寄洲がさらに広がってきて、境内と地続きになったため智恩寺の「構之場処」にするように願い出たところ、青山家の役人から、寄洲はいつ変化するか計りがたいので、そのままにするようにと指示されたことある。一方で、下線部③によると、老翁坂の寄洲については、鶏塚の寄洲より昔から成立しており、取り扱いについては「寺之構」の場所であると青山・本庄両氏の時代にわたって確認されてきたようである。

そうであるにもかかわらず、鶏塚と老翁坂の寄洲が一所として検地がおこなわれ、上地されるのは不本意であるというのが智恩寺の主張である。この一件がいかにか解決したかは不明であるが、土砂が堆積してできた寄洲を、藩や寺、領民らが新たな稼ぎの場として利用しようとする姿が窺える。

鶏塚の寄洲は、寛延2年(1749)に「魚干場」

として入札の上で貸し出され、文化8年(1811)には、天橋立の伸長部分も城下の川向町魚屋共に拝借を認めている⁽²⁸⁾。寛延2年は【史料2】で見たように、鶏塚周辺で山崩れが発生した年であるため、「魚干場」として貸し出された場所は、山崩れによってできた土地かもしれない。

ここで注目したいのは、新出洲や寄洲といった土砂の堆積によって新たにできた土地について、藩が管理下に置こうとしている点である。【史料4】下線部②③で確認したが、青山氏の時代の宮津藩役人は「寄洲之事二候得者、何時違変之義も難斗候得ハ、先其俣形付なしに致置」と述べているように、当初新しくできた土地について積極的な関与を見せていない。いつ頃から方針を変化させたのかは不明であるが、少なくとも寛延2年に「鶏塚出来ノ浜望之者入札ニテ魚干場二御貸被成候(傍点筆者)⁽²⁹⁾」との記録があることから、この時にはすでに寄洲は藩が領有し、町人らに貸し出して開発させる場へと認識が変化していることが窺える。【史料4】にみた砂糖黍作場としての土地もそのような認識の元におこなわれたのであろう。一方で智恩寺側は、【史料4】傍線部②③にあるように、寄洲が「境内地続」「境内地先」であるから、これまで寺が“構”をする場であるという根拠で領有を主張している。“構”とは、具体例としてあげられている行き倒れ人対応⁽³⁰⁾を始め、公的な負担をおこなうことであると考えられる。

また、このような地先の開発については、享保7年(1712)9月に「私領一円之内二可開新田ハ、公儀より御構無之候」であるが、それ以外の「山野又は芝地等或ハ海辺之出洲内川之類」は公儀⁽³¹⁾(幕府)が開発するという幕府令が出されている。同趣旨の法令が、宝暦7年(1757)から安政4年(1857)まで5回にわたって出されたこと、備前国と備中国にはさまれた児島湾における幕府の新田開発計画に岡山藩と地元村々が対抗したことが杉本史子によって指摘されており⁽³²⁾、徐々に法令が浸透していったと考えられる。

宮津藩領について、藩領の周縁部分は幕府領や田辺藩領、峰山藩領などが混在しているが、天橋立や宮津城下周辺は宮津藩領のみで構成され、「私

領一円」の状態である。【史料4】にみえる寄洲開発についての宮津藩の方針の変化は、幕府の法令が浸透していった結果であるともいえよう。鶏塚周辺には、智恩寺および同寺の支配下の門前村、山王社などの土地が入り交じっているため、その地先に新たにできた寄洲の領有権は公儀（宮津藩）に付属するものと認識されるようになったと思われる。

なお、丹後国における地先の領有をめぐることは、東幸代が重要な指摘をしている。その研究では、安政3年（1856）の伊根浦の亀島村と城下狛師町の間で起こった捕鯨に関する争論を発端におこった、他領間（ここでは幕府領と田辺藩領）との地先沖合における漁場利用の調整を、宮津藩が亀島村に担わせたことから、海は公儀のものであるという観念は確認できないとしている⁽³³⁾。

海やそこに新たに土砂が堆積してできる寄洲の領有をめぐることは、以上のような研究史上の議論があるが、【史料4】の事例からは、地先寄洲について、公儀のものであると主張する宮津藩の姿が見えてくる。この論点についての詳細な検討は稿を改めて論じたい。

おわりに

本稿では主に18世紀から19世紀初頭にかけての天橋立周辺の景観変化とそれに伴う諸問題について検討した。これまでの研究でも指摘されてきたとおり、天橋立周辺では近世前半に燃料や肥料として山間部の草木の伐採が進み、土砂が海に流入した。その結果、17世紀後半頃には土砂が堆積し始め天橋立が伸長し始める。

享保年間頃に描かれたと想定される『丹後国天橋立之図』や松翁斎図などには木々が密に描かれた智恩寺境内山であったが、周辺の山林資源が枯渇し始めると伐採が進んだようで、18世紀末から19世紀中頃に描かれる真景図には、草山のように描かれるようになる。【史料2】にみえる寛延2年（1749）の山崩れは、木々の伐採によって山の保水力が低下したことによるものだろう。このように、天橋立近在の山間部の草山化・ハゲ山化は天橋立およびその周辺の地形を変化させた。

このような土砂の堆積は、内海である阿蘇海の漁業に悪影響を及ぼしたため、溝尻村の漁師達は橋立裁断を願い出る。また土砂が堆積し、海底が上昇していたと思われる切戸を農地として開発したい者も、同じく橋立裁断を願った。これらに対し智恩寺側は天下無双の絶景であることや世に知られた名所が多いなど景観上の理由を押し出して反対した。ただし、天橋立の伸長については景観がよりよくなる一方、古水戸が埋まることは景観上の理由から否定するなど、同じ土砂の堆積という現象について、智恩寺側が異なる見解を示しているのは留意したい。

また、寄洲の取り扱いについて、宮津藩は当初積極的な関与を見せなかったが、17世紀半ば以降取公していく動きをとり、その論理は幕府法に基づくものであると考えられる。

最後に、19世紀に智恩寺周辺でおこなわれた埋め立てによる新田開発について概観しておく。この開発行為自体は近世初頭からおこなわれ、明治15年（1882）までの間に21ヶ所が埋め立てられるが、うち17ヶ所が19世紀に入ってから埋め立てである⁽³⁴⁾。これらの新田開発により、海辺の名所は悉く埋め立てられてしまった。とりわけ明治に入って開発された「智恩寺新田」（明治7年）、「自力新田」（明治10年）、「辯天新田」（明治15年）は、「西海の入海」や「夕日浦」と呼ばれ、足利義満や細川幽斎らが船を浮かべたであろう智恩寺西側の入り江を埋め立てるものであった。

これらの開発行為は、現代的感覚から言えば天橋立周辺の景観を損ねるものであったかもしれない。しかし、当時の智恩寺および門前村の人々の生計維持にとって必要不可欠な行為であると考えられ、現代的感覚から否定されるべきことではない。

なお、本稿では『市史』で翻刻されている文書のみ分析に留まった。智恩寺や門前の文珠地区にはこの他にも多くの文書が遺されている。これらの分析については今後の課題としたい。

謝辞

本稿は令和4年度企画展「海上禅叢—天橋山智恩寺の名宝から—」の内容の一部を反映したものである。展示にあたっては智恩寺の前住職・萩原顕士氏をはじめお寺の皆様、京都産業大学の石川登志雄氏にご協力いただいた。また、画像の利用にあたっては、千葉市美術館の染谷美穂氏と大津市歴史博物館の横谷賢一郎氏にご高配を賜った。記して感謝申し上げる。

注

- (1)宮津市史編さん委員会編(2004)『宮津市史』本文編下巻(以下『市史下』)、宮津市役所、147-154頁、吹田直子(2017)「天橋立における砂州保全と松林利用の歴史的経過について」(天橋立世界遺産登録可能性検討委員会編『「天橋立学」への招待—“海の京都”の歴史と文化』、法蔵館所収)など。
- (2)小谷聖史(2005)『天橋立のおいたち』、私家版、18-27頁。植村善博(2010)「天橋立砂州の形成過程」(同編『京丹後市久美浜湾の古環境と形成過程—阿蘇海・天橋立との比較—』、京丹後市教育委員会所収)、142頁。
- (3)高原光(2017)「天橋立およびその周辺部における植生変遷」(前掲『「天橋立学」への招待』所収)、101頁。
- (4)上杉和央(2020)『歴史は景観から読み解ける—はじめての歴史地理学』、ベレ出版、146-158頁。
- (5)「細川藤孝・忠興連署書状」(『智恩寺文書』、宮津市史編さん委員会編(1996)『宮津市史』史料編第1巻(以下『市史1』)、宮津市役所、520頁)。
- (6)「細川忠興禁制」(『智恩寺文書』、『市史1』523-524頁)。
- (7)宮津市史編さん委員会編(1999)『宮津市史』史料編第3巻(以下『市史3』)、273-277頁。
- (8)『市史下』127頁。
- (9)「公用案牘」(『智恩寺文書』、『市史3』308頁)。
- (10)通常禅宗寺院の場合は「三門」というが、本稿では史料に準じて山門の語を用いる。
- (11)天橋立の松並木について有井広幸氏は、宮津湾周辺は丹後半島に守られて北西季節風の影響が少ないのと、「天橋立はそもそも砂洲の幅が狭く砂洲内に集落等がなく、砂防対象施設等がないため防砂林としての性格は希薄である」としている(有井広幸(2010)「天橋立の形成過程について」(『京都府埋蔵文化財論集 第6集—創立三十周年記念誌—』所収)、416・417頁)。しかし、新切の拡大により智恩寺境内や門前茶屋に被害が及んでいたことを考えると、防砂林としての機能も一定有していたとするべきではないかと考える。
- (12)「諸願并御届趣之次第写帳」(『智恩寺文書』、『市史3』824-827頁)。
- (13)『市史下』135頁。
- (14)川平敏文・勝又基(1998)『扶桑名勝図』考—九大本を中心に—、『文献探求』36。
- (15)本稿では宮津市小田を起点に宮津湾に注ぐ大手川が形

成する谷筋を宮津谷と呼ぶ。

- (16)「諸運上・小物成書上帳」(『下野家文書』、『市史3』412-413頁)。
- (17)「臨時留」(『宮津藩政記録』、宮津市史編さん委員会編(1997)『宮津市史』史料編第2巻(以下『市史2』)、836頁)。
- (18)前掲「臨時留」(『市史2』839頁)。
- (19)若杉準治監修(1999)『智恩寺と天橋立』、天橋山智恩寺、119頁。
- (20)例えば、寛保元年(1741)「文殊門前の定」(『智恩寺文書』、『市史3』290・291頁)や文化2年(1805)「門前法度請書」(『智恩寺文書』、『市史3』295・296頁)など。
- (21)前掲「公用案牘」(『市史3』、316頁)。
- (22)『市史下』468頁。
- (23)前掲『智恩寺と天橋立』120頁。
- (24)四条派の絵師とする説もある。この議論については、小椋純一(2022)「幕末期における琵琶湖周辺の植生景観—「琵琶湖真景図」と「琵琶湖眺望真景図」を主な資料として—」(橋本道範編『自然・生業・自然観—琵琶湖の地域環境史—』、小さ子社所収)、64-71頁を参照のこと。
- (25)「智恩寺願書」(『智恩寺文書』、『市史3』284・285頁)。
- (26)例えば『市史下』147-150頁。
- (27)「智恩寺願書」(『智恩寺文書』、『市史3』286・287頁)。
- (28)東幸代(2002)「丹後宮津藩政と漁獲物流通」(後藤雅知・吉田伸之編『水産の社会史』、山川出版社所収)、121-123頁、「臨時留」(『市史2』、811頁)。
- (29)『宮津日記』(永浜宇平編(1972)『丹後史料叢書』第4輯、名著出版所収)、240頁。
- (30)17世紀末から18世紀初頭にかけて、寺社参詣などを目的とした庶民の旅行者の増加に伴い、行き倒れ人への対処が問題となる。行き倒れ人をその場で介抱し、存命の場合は地元村まで継ぎ送り、死亡した場合はその場で埋葬するシステムが18世紀半ばまでに確立するが、ここで発生する諸費用は行き倒れ人が発生した場所の村や町が負担するものであった(柴田純(2016)『江戸のパスポート：旅の不安はどう解消されたか』、吉川弘文館)。
- (31)『御触書寛保集成』1359。
- (32)杉本史子(1999)「公儀御新田」と領有権—山野河海開発・領有をめぐる—(同『領域支配の展開と近世』、山川出版社所収(初出は1984年))。
- (33)東幸代(2017)「近世の鯨と幕藩領主—丹後伊根浦の捕鯨を手がかりとして—」、『史林』100-1。なお、東論文は、高木昭作が提示した海は公儀のものであるという論(高木昭作(2002)『「将軍の海」という論理—鯨運上を手がかりとして—』(『水産の社会史』所収))の反証として出されたものである。
- (34)永浜宇平(1938)「文珠の新田開発事業」、『社会経済史学』第8巻1号。